

赴任1年目の千葉

千葉県弁護士会会員

藤谷 優子

Fujitani, Yuko

法テラス千葉法律事務所

I 千葉への赴任

「赴任先は、千葉です。」と、法テラス本部の課長から聞いたとき、とても驚きました。驚いた理由の1点目は、法テラス千葉法律事務所（以下「千葉法律事務所」といいます。）は裁判員裁判事件も数多く受任する刑事事件に特化した事務所である印象がありました。刑事事件の経験が豊富とはいえない私に千葉とは意外だったのです。しかし、課長から次に出てきた言葉は、私のそんな思いを見透かしたものでした。「千葉は『刑事』のイメージが強いかもしれないけれど、最近は福祉機関との連携にも力を入れている特色ある事務所。すごい先輩たちがいるところだよ。」とのことでした。驚きの理由の2点目は、私は大阪出身で、長らく関西で生活してきました。赴任先は西日本と大まかに希望していたところ、千葉という地名を聞き、予想外だったのです。

ともあれ、私は、新しい地域での赴任1年がどのようなものになるか期待と不安を抱き、千葉に赴任しました。赴任して待ち受けていたのは、福祉機関との連携の魅力・難しさでありました。

II 千葉県の特色

まず、赴任先の千葉について紹

介します。千葉県の人口は2015年の国勢調査によると全国第6位の規模を誇り、面積は、人口数の多い東京や神奈川の面積の約2倍の規模であって、人口が多く、かつ面積も広い県です。房総半島では春に菜の花畑が見頃を迎え、銚子では日本で最も早い日の出を見られる犬吠埼があるなど、東京デイズニールンドばかりではない魅力満載の県です。

事件の特色として、成田国際空港を擁していることから密輸事件が多く（したがって裁判員裁判事件も多い）、また、外国人も比較的多く生活し、在留資格に関する案件も多い印象です。さらに、千葉県独自事業の特色は、中核地域生活支援センターという相談支援機関が設置され、相談者の区別を問わず24時間体制で、包括的な相談支援・関係機関のコーディネート・権利擁護・市町村等のバックアップ等が行われていることです。後に述べる千葉法律事務所への各機関からの相談は、この中核センターからのものも多いです。

そして、千葉法律事務所の特徴としては、スタッフ弁護士の数が7名と他の法テラス法律事務所に比べて多いことが挙げられます。事務所内でも、気軽に相談できる方が多く、興味ある事件について共同受任しやすい環境にあります。

III 赴任してから

赴任直後にまず驚いたことは、市町村の福祉担当窓口や各福祉機関（以下「支援機関」と総称します。）からの直接の電話相談が頻繁に事務所にくることでした。この電話相談は、「ダイレクト連携」と言われ、困難を持つ当事者に触れる機会の多い支援機関の担当者が、被支援者の法的問題について、千葉法律事務所まで架電し弁護士に直接相談するというものです。

私が赴任して初めて受けた法律相談は、このダイレクト連携を通じての出張相談でした。出張相談とは、民事法律扶助の一貫で、病气や障害などにより既設の相談場所へのアクセスが困難な方を対象に、弁護士が相談者の所在場所等で法律相談を実施するというものです。この初めての相談は、統合失調症に罹患し公共交通機関の利用が困難な方の債務整理の案件でした。町役場の一室を利用させていただき、相談を実施することになりました。千葉法律事務所のある東京湾に接する千葉市内から電車で北上し、茨城県との県境にある栄町というところの役場まで足を延ばしました。相談が終わると、支援者から「ここからの眺めは良くて、遠く茨城県の壮大な眺めが堪能できます。」と紹介され、

高台に位置する町役場の窓からは茨城県の山々まで見渡せ、初めての千葉での初めての出張相談と、初めて見る景色に感動したことを覚えています。

IV 支援機関との連携

「ダイレクト連携」にあるように、千葉法律事務所が力を入れている支援機関との連携は、事務所の歴代の先輩方が広め、運用されてきたものです。その先輩方の影響を今でも感じるがあります。事件の打合せで支援者に車で送迎していただく機会があり、移動中支援者から「法テラスさんと言えば昔も事件をお願いしたことがあります。皆さん熱心に取り組んでくださって本当にありがたいです。」とお声がけいただきました。また高齢者虐待のケース会議に参加した折には、市の担当者から、「以前にも法テラスの先生に参加していただき大変助かりました。今回も来てくれて助かります。」との言葉をいただきました。支援機関の方が安心して気軽に千葉法律事務所に相談できるのは、千葉法律事務所の過去そして現在のスタッフ弁護士の方々の実績に由来するものであると実感する日々です。ただ、自分自身至らない点があると、支援者からは、先輩方の実績を述べられ、叱咤激励をいただくこともあります。連携案件では、千葉法律事務所が築いてきたものを壊さないようにと、身の引き締まる思いにもなります。

一方、支援機関との連携とはいっても、依頼者の意向に沿ったものであることが前提です。しかし、ときには支援者の思いと依頼者の意向が異なることもあります。成年後見等申立てについて、支援機関の高齢者支援の担当者から紹介を受け、高齢の母と2人で

暮らす知的障害を抱える依頼者がいらっしやいました。母名義の自宅不動産があり、当初不動産の処分を検討して、成年後見申立ての依頼をとということでした。しかし、よく依頼者と話をすると、彼自身は、母に後見人をつけたい希望はなく、支援機関側から積極的に後見を勧められて断りづらく依頼をしたが、やっぱり依頼はやめたい、とのことでした。反省としては、依頼者の気持ちを正確に把握せずに、事件の依頼を受けたことです。また、支援者と依頼者との関係性から、支援者へ十分な意思表示をできていない依頼者もいる、ということを知りました。私は依頼者とよく話したうえ、辞任しましたが、支援機関の担当者からはどうして辞任したのか等と指摘を受けました。支援者と被支援者との関係性をいわずに壊さないためにも、支援者にも弁護士としての見立てや立場をよく理解していただくことは大切であるとも実感しました。

V 最後に

千葉にきてはや1年以上たちました。これからも支援機関とのつながりを大切に、そのつながりを活用して、一つ一つの目の前の依頼者のために事件を解決していきたいと思っています。

最後に、スタッフ弁護士に少しでもご興味をもたれたら、スタッフ弁護士に関する詳細な情報が「スタッフ弁護士採用サイト」にてご覧いただけます。「常勤弁護士採用」のフェイスブックも開設しており、スタッフ弁護士の赴任先や講演会などの情報も記載されていますので、お気軽にご覧ください。



歓迎会の様子

期待しています

法テラス千葉法律事務所というと、裁判員事件が多く、無罪判決とか、福祉機関連携という、刑事・福祉機関の連携で特色のある、また実績を積んでいる事務所と評価されることが多いようです。

スタッフ弁護士は、当然のことながら、刑事国選、民事扶助、社会福祉機関関係との連携などが主たる業務となります。千葉法律事務所に在籍しているスタッフ弁護士は、藤谷先生を初め、皆、真面目にその業務に取り組み、成果を上げてくれており、所長としては感謝に堪えません。

千葉県は、都会と過疎地域が混在しており、民事事件も種々の事件があり、私達役員としては、スタッフ弁護士に扶助だけでは経験できない、特色のある民事事件も経験して貰いたいと考え、研修目的で共同受任して貰っております。

藤谷先生については、既に私の受任事件を2件経験して貰いました。1件は断行の仮処分、1件は入会地に関係する事件であり、両事件とも藤谷先生が自ら手を上げてくれました。入会地の現地調査で、目を輝かせて資料を整理、読み込んでいたのが印象的です。

千葉県というのは、本当に色々な事件・仕事があります。せっかく千葉法律事務所に着任して頂いたのですから、これからも種々の事件を経験して、弁護士の幅を広げてください。期待しています。

From 小林 春雄 (千葉県弁護士会会員)